第６篇　労賃

第18章 時間賃銀

〔友寄英隆　あなたと学ぶ「資本論」、月間学習1999.6第13回〕

「時間賃銀」とは、1日→1週→1ヵ月→1年。ともかく、労働時間を単位としてはかった労賃のことである。支払い期間の単位は違うが、時間賃銀である。「時間賃銀」の大きさをはかる度量単位は1時間当たりの労賃である。

時間賃銀の論点

（1）基本形態としての「時間賃銀」と支払形態としての「時給」。狭い意味の「時給」は資本家の都合で「過小就業」により労働者の生活を苦しめる。

（2）低賃金と長時間労働の悪循環。なぜ、悪循環が起こるのか、根源を解明している。

（3）「割増賃銀」を支払っても剰余価値は生まれる。剰余価値率は低くなるが、剰余価値の総量は大幅に増える。

(時間賃金が基本)

（p.943）労賃そのものは、また、きわめて多様な形態をとるが、この事情は、経済学の概説書からは知ることができないものである。――これらの概説書は、素材にたいして強烈な関心をもつだけで、どのような形態的区別も考慮しない。とはいえ、これらの形態のすべてを叙述することは、賃労働の特殊理論の範囲に属し、したがって本書の範囲外である。その代わりここで、二つの支配的な基本形態を簡単に展開しなければならない。

　労働力の販売は、思い出されるように、つねに一定の時間を基礎にして行われる。だから、労働力の日価値、週価値などを直接に表示する転化形態は、「時間賃銀」の形態、すなわち日賃銀などである。

　まず注意されなければならないことは、第15章で述べた労働力の価値と剰余価値との大きさの変動に関する諸法則は、簡単な形態変化労賃の諸法則に転化されるということである。同じように、労働力の交換価値とこの価値が転化する生活手段の総量との区別は、いまや名目賃銀と実質賃銀との区別として現れる。本質的形態においてすでに展開したことぉ現象形態において繰り返すことは無用であろう。そこで、時間賃銀を特徴づけるいくつかの点に限って述べることにしょう。

　労働者が自分の日労働、週労働などと引き換えに受け取る貨幣額は、彼の名目的労賃、すなわち価値によって評価された労賃の額を形成する。しかし、労働日の長さに応じて、したがって労働者により日々提供される労働の量に応じて、同じ賃銀、週賃銀などが、きわめて異なる労働の価格、すなわち同じ分量の労働に支払われるきわめて異なる貨幣額を表わしうる、ということは明らかである。したがって、時間賃銀に関しては、さらに、日賃銀、週賃銀などの労賃の総額と労働の価格とを区別しなければならない。そこでは、労働の価格すなわちある与えられた分量の労働の貨幣価格は、どのようして見いだされるか？労働の平均的価格は、労働力の平均的日価値と平均的労働日の時間数でわることによって得られる。たとえば、労働力の日価値が3シリング、すなわち、6労働時間の価値生産物であり、労働日が12時間であるとすれば、1労働時間の価格は、3シリング／12＝3ペンスである。こうして見いだされた1労働時間の価格が、労働の価格の尺度単位として用いられる。

普通、賃金を貨幣で表わした場合は、

名目賃金と言い、生活手段で表す場合

は実質賃金という。実質賃金のことば

はない。

　　　　　　1時間の単位の表された貨幣額が労

働の価格の尺度として用いられる。

　　　　　 1日3シリング。労働時間12時間。

1時間は3ペンスとなる。

※実は1971年以前は**シリング**という

単位があった。1ポンド＝20**シリング**、

1**シリング**＝12**ペンス。**1ポンド＝240

**ペンス**。

https://touchecom.jp/tip/about-k2.html

（労働時間の長さで賃金は変わる）

（p.944）そのため、労働の価格が絶えず低落しても、日賃銀、週賃銀などは依然として同じままでありうる、ということになる。たとえば、普通の1労働日が10時間で、労働力の日価値が3シリングであったとすると、1労働時間の価格は、3ペンスであった。1労働日が12時間に延長されると、1労働時間の価格は3ペンスに低落し、15時間に延長されると2×2/5に低落する。それでも、日賃銀、週賃銀は変わらない。逆に労働の価格が不変のままか、または下落しさえしても、日賃銀や週賃銀は騰貴することはありうる。たとえば、労働日が10時間で、労働力の日価値が3シリングであれば、1労働時間の価格は3×2/3である。もし、労働者が仕事が増えたために、労働の価格が不変なままで12時間労働するならば、いまや、彼の日賃銀は、労働の価格の変動をともなわずに、3シリング7ペンスに高騰する。労働の外延的な大きさの代わりに、労働の内包的大きさが増加する場合にも、これと同じ結果が生ずるであろう。だから、名目的な日賃銀または週賃銀が騰貴しても、それにともなって労働の価格は不変のままである、あるいは低落することがありうる。労働者家族の収入についても、家長によって提供される労働分量に家族員の労働が付け加わると、同じことが言える。したがって、名目的な日賃銀または週賃銀の引き下げによらず、労働の価格を切り下げる諸方法が存在する。

1時間の価格が3×3／5　10時間働くと1日3シリングとなる。

1日3シリングで1日15時間に延長されると1時間当たり、2×2／5ペンスに下落する。

時間単価が上がっても下がっても、労働時間によって日給や週給が変わる。

しかし、一般的法則としては、次のようになる――日労働、週労働などの量が与えられているならは、日賃銀または週賃銀は、労働の価格によって決まるのであり、労働の価格そのものは、労働力の価格とともに変動するか、さもなければ労働力の価格から価格の背離へと変動する。これに反して、労働の価格が与えられているならば、日賃銀または週賃銀は、日労働または週労働の量によって決まる。

「一般的法則としては…」：労働時間

が決まっていれば、時間単価によって

日給や週給が決まってくる。

　　　　　労働の価格は労働力の価値とともに

変動するが、ときどきいっしょにまら

ないことがある。

　時間賃金の度量単位、すなわち一労働時間の単位は、労働力の日価格を、通例の労働日の時間数で割った商である。いま時間数が、12時間であり、労働力の日価値が3シリングすなわち6労働時間の価値生産物であるとしよう。この事情のもとでは、1労働時間の価格は3ペンスであり、その一労働時間の価値生産物は6ペンスである。いま、もし労働者が日々12時間よりも少なく、（または一週に6日よりも少なく）、たとえば6時間または8時間しか就業させられないならば、彼は、この労働の価格では、2シリングまたは1シリング半の日賃金しか受け取らない。前提によれば、労働者は、自分の労働力の価格に対応する日賃銀を生産するためだけで、平均して日々6時間労働しなければならないから、また同じ前提によれば、労働者は、各1時間のうち半分だけは自分自身のために労働し、半分は資本家のために労働するから、12時間よりも少なく就業させられる場合には、彼が6時間の価値生産物をかせぐことができないことは、明らかである。

（パートタイムの労働）

われわれは、先に、過度労働の破壊的諸結果を見たが、ここでは、過小就業から労働者に生じる苦しみの源泉を発見する。

（p.947）もし、時間賃銀が、資本家は日賃銀または週賃銀を支払う義務を負わず、自分の好きなだけ労働者を就業させてその労働時間にたいしてののみ支払う義務を負うという仕方を確定させるならば、資本家はもともと時間賃銀または労働の価格の度量単位を計算する基礎となっている時間よりも少なく、労働者を働かせることができる。

「過小就業」：1日12時間が標準労働

時間だが、その12時間働かせてくれな

い、ということ。労働者の方は収入が減

ってしまう。

この度量単位は、労働力の日価格／与えられた時間数の労働日という比率によって規定されているから、労働日が一定の時間数に達しなくなれば、もちろんなんに意味ももたなくなる。支払い労働と不払い労働とのあいだの連関は廃棄される。いまや、資本家は、労働者にたいして労働者自身の維持に必要な労働時間を与えることなしに、労働者から一定分量の剰余価値を絞り取ることができる。資本家は、就業のすべての規則正しさを破壊し、まったく自分の都合、恣意、および眼前の利益に従って、法外このうえない過度労働と相対的または全部的失業とを、かわるがわる生じさせることができる。資本家は「労働の標準価格」を支払うという口実をもとに、労働日を、労働者にそれに対応したなんらかの補償も与えずに、異常に延長することができる。それだから、このような時間賃銀を押しつけようとする資本家たちの全ての企てに反対して、建築業に従事するロンドンの労働者たちが蜂起した（1860年）のは、まったく理にかなったことであった。労働日の法律的制限は、このような不法を終わらせるものである――もちろん、機械の競争、使用される労働者の質の変則、ならびに部分的および全般的恐慌、から生じてくる過小就業を終わらせはしなかった。

景気のいいときはめちゃめちゃ働か

せ、不景気になるとレイオフで労働者

を働かせないやり方をとる。賃金を切

り下げるやり方の一つである。

　「労働日の法律的制限」：ロンドンの

建築労働者の蜂起。工場法は最大限を

10時間と決めていたが、確かに労働時

間が法律的に制限され、長時間労働は

なくなったが、過小就業はなくならな

かった。

（超過勤務）

（p.949）日賃銀または週賃銀が増大しても、労働の価格は、名目的には不変でありながら、それにもかかわらず、その標準的水準よりも低く低落するということがありうる。このようなことは、労働――または労働時間――の価格が不変で、労働日が通例の長さよりも延長されるときには、いつも起こる。労働力の日価値／労働日という分数においては、分母が増大すれば、分子はさらに急速に増大する。労労働力の値は、労働力が消耗するので、それの機能時間とともに増大し、しかも機能時間の増加よりももっと急速な時間で増大する。そのため、労働時間の法律的制限がなくて、時間賃銀が支配的である多くの産業部門では、労働日はある一定の時点まで――たとえば10時間の終了まで――でありさえすれば標準的なものとみなすという慣習が、自然発生的につくり上げられた（「〝標準労働日〟」「〝一日仕事〟」「〝正規労働時間〟」）。労働時間は、この限界を超えると、超過時間（「〝残業時間〟」）を形成し、時間を度量単位として、割増で支払われる。（〝割増給〟）―-ただし、その率は、しばしばばかばかしいほど小さいものである。この場合、標準労働日は労働日の、現実の一部分として存在し、しかも現実の労働日は、しばしば1年中にわたって標準労働日よりも長く続く。あり一定の標準限界を超えて労働日が延長されることによる労働の価格の増大は、イギリスのさまざまな産業部門で、次のように形成される――いわゆる標準時間内での労働の価格が低いために、一般に十分な労賃をかせごうと思うならば、労働者はより多く支払われる超過時間の労働を余儀なくされる、というように、労働日の法律的制限は、この楽しみを終わらせる。

標準労働日とは、労働時間を制限す

るための考えかたである。それを超え

ると超時間労働＝残業である。

　　　　　　当時の割増率は、1時間あたり1／2

ペンスであった。

「この楽しみを終わらせる」：工場法

が残業を禁止した。日本は残業規制が

「尻抜け」になっている。

（賃金と長時間労働との結びつき）

（p.951）一産業部門における労働日が長ければ長いほど、労賃はそれだけ低いということは、周知の事実である。工場監督官A・レッドグレイブは、1839-1859年の20年間を比較した概観によってこのことを例証しているが、それによると、労賃は10時間法のもとにおかれた工場では上昇したが、1日14時間から15時間も働かされている工場では、低下した。まず、「労働の価格が与えられている場合には、日賃銀または週賃銀は、提供される労働の量によって決する」という法則（第1巻946ページ）からは、労働の価格が低ければ低いほど、労働者がみじめな平均賃銀を確保するだけでも、労働分量はそれだけ大きくなければならない。または、労働日はそれだけ長くならなければならない、という結論が出てくる。この場合には、労働の価値の低いことが、労働時間の延長への誘因として作用する。

「一産業部門の‥」：１日あたりでは

高く見えるが、時間給は低くなる。

労働の価値が低いことと労働時間が

長いことは、お互いに原因、結果として

相互に作用している。

「延長への誘因」：標準時間内での賃

金が安いために労働者は超過労働を余

儀なくされる。

　その逆に‥（逆の関係も成り立つ）

（p.952）しかし、その逆に、労働時間の延長そのものがまた、労働価格の低下、したがって日賃銀、週賃銀の低下を生み出す。

労働力の価値／与えられた時間数の労働日による労働価格の規定は、もし、なんの補償も行われなければ、労働日の単なる延長は、労働価格を低下させるという結果を生む。しかし、長期的に労働日を延長することを資本家に可能とする同じ事情が、資本家に、この増加した時間数の総価格、つまり日賃銀または週賃銀が低落するにいたるまで、名目的に労働価格を引き下げることを、はじめは可能とし、ついには余儀なくさせるのである。ここでは、二つの事情を指摘するだけで十分で、ある。もし、一人が一人半分または二人分の仕事をするならば、たとえ市場にある労働者の供給が不変であっても、労働の供給は増大する。こうして、労働者のあいだに引き起こされる競争が、資本家に、労働の価格を切り下げることを可能にするのであり、他方では、また逆に、この労働の価格の下落が、資本家に、労働時間さらにいえ出る不払い労働分量の自由な利用が、やがて資本家たち自身のあいだの競争手段になる。商品価格の一部分は、労働の価格からなっている。労働の価格のうち支払われない部分は、商品価格では計算する必要はない。この部分は、商品購買者にただで贈呈することができる。これは、競争にかり立てる第一歩である。競争が強制する第二歩は、労働ビン延長によって生み出される異常な剰余価値のすくなくとも、一部分を、同じように商品の販売価格から除外することである。このようにして、商品の異常に低い販売価格が、まず、散財的に形成され、しだいに固定されて、それ以後は、過度な労働時間のもとでのみじめな労賃の恒常的な基礎となる――それ〔異常に低い販売価格〕はもともとこうした事情の産物であったものであるが。競争の分析はここでの範囲外なので、われわれは、この運動を単に指摘するだけである。とはいえ、しばらくは資本家自身に語らせよう。「バーミンガムでは、業主間の競争がきわめて厳しいので、われわれのなかには、普通なら恥とするようなことが雇い主として行なわざるを得ない者が多い。しかも、金はもはやもうからず、公衆だけが利益を得ている。思い出されるのは、ロンドンの二種類の製パン業者であるが、その一方は、パンを正常価格で売り、（「〝正常価格売り〟」製パン業者）、他方は、正常価格より安く売る（「〝安売り業者〟」）。「〝正常価格売り業者〟」は議会の調査委員会で競争者たちを次のように告発している――「彼らが存在しているのは、ただ、第一に、公衆をあざむくことによって」（商品の不純物混和によって）「第二は、彼らの職人から12時間労働の賃銀で18時間の労働をしぼり出すことによって、である。〔……〕競争戦を行なうために使われる手段〔……〕である。……製パン業者間の競争は、夜間労働廃止の難さの原因である。麦粉価格にともなって変動する費用価格より安くパンを売る安売り業者は、その職人たちからより多くの労働を手に入れることで埋め合わせをする。〔……〕私の職人から12時間の労働しか手に入れていないのに、私の隣人が18時間または20時間の。労働を手に入れるならば、彼は販売価格で私を打ち負かすに違いない。労働者が超過時間に対する支払い要求をできるようになれば、この策略もやがてだめになるであろうが。……安売り業者によって働かされている者の大部分は、もらえるならばほとんどどんな労賃であってもがまんせざるえない外国人、若者その他である」。

「正常価格売り製パン業者と安売り

業者の競争。

（残業手当の中にも不払い労働分）

（p.956）このような嘆きは、資本家の頭脳のなかからはいかに生産諸関係の外観しか反映されていないかを示しており、その点でも、興味あるものである。資本家は、労働の標準価格にも一定分量の不払い労働が含まれており、この不払い労働こそが彼の利益の標準的な源泉であることを知らない。剰余労働時間というカテゴリーは、資本家にとってはそもそも存在しない。というのは、このカテゴリーは標準労働日に含まれており、彼が日賃銀でそれを支払っていると信じているからである。もっとも、超過時間、すなわち普通の労働価格に対応する制限を超えた労働日の延長は彼にとっても存在している。彼は、彼の安売り競争者に向かって、この超過時間にたいする割増給を支払えとさえ主張する。この割増給も、普通の労働時間の価格とまったく同じように不払労働を含んでいることは、やはり彼は知らない。たとえば、12時間労働日のうちの1時間の価格は、3ペンスすなわち1／2労働時間の価値生産物であり、他方、超過の1労働時間の価格は4ペンスすなわち2／3労働時間の価値生産物であるとしよう。資本家は、前者の場合は、1労働時間の半分を、後者の場合にはその1／3を、支払いもせずに自分のものにしている。